

平成 30 年 9 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会 提出資料

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
代表理事 副会長 大石美奈子

電気料金の経過措置の撤廃についての意見

電力小売りの全面自由化に際しては 2020 年 3 月末をもって必要と認められる供給区域以外の経過措置は原則撤廃されることになっています。競争的な電気・ガス市場研究会にオブザーバーとして参加し学んだことも踏まえて、消費者の立場から、意見を述べます。

家庭用電気は、全国のあらゆる消費者が照明や家電に使う「生活必需品」であり、その料金が市民生活に与える影響はきわめて大きいことから、電力自由化における目的と多くの消費者の期待は、電気の安定供給を基本として、電源を選べること、電気料金が過度に家計を圧迫しないこと、にあります。地域によっては「新電力の選択肢がない」また「情報量や交渉力に差がある」など、電気の選択において不公平感を感じる消費者も存在します。電源で選びたいと思っても実際には難しい、少量需要家は料金メニューが乏しい、また、地域により小売りの参入数に差があることから、スイッチング率にも差が出ているというのが現状です。

加えて、卸取引の活性化に向けては、現在種々の卸取引市場が設定されようとしていますが、旧一般電気事業者が発電所を寡占する、また、関係する小売事業者に優先して販売する状況では、公正な競争が起こるとは思えません。一時的ではない競争状態が続くためには、まずは、発電と小売り事業を完全に分離し、新電力にも公平に電源が確保される状態となることが、最低条件であると考えます。

1. 経過措置料金の撤廃について

電力の経過措置料金は、電力自由化後に、旧一般電気事業者による規制料金での独占供給、すなわち「規制なき独占」に陥ることを防ぐための消費者保護措置です。消費者が多様な新電力を安心して選べる市場環境、公正で活発な競争環境の実現が不可欠であり、2020 年 3 月の期限ありきの見切り発車であってはならないと考えます。競争状態を見極めるまでは、原則、経過措置料金を撤廃することのないよう求めます。

加えて、以下の 3 点について、検討をお願いいたします。

- 解除するにあたっては、消費者に対して政府および事業者からきめ細かい周知・説明を行うことが必要です。その後、国民に対して賛否を求めるアンケートを行うとともに、結論を出す場においては地域での消費者公聴会や消費者委員会の意見を聞いてください。

電気料金の経過措置の撤廃については、下記のアンケートのように国民全体が知らないまま議論が進んでいます。

■平成30年5月の消費者庁 物価モニター調査結果

2016年4月に開始した電力小売全面自由化に関連し、経過措置料金に関する事項の認知度について聞いたところ、「経過措置料金という言葉」について知っている人の割合は23.3%だった。「経過措置料金が少なくとも2020年3月末までは続くこと」について知っている人の割合は5.3%で、「いずれも知らない」と回答した人の割合は76.7%だった。

■平成30年6月の一般社団法人全国消費者団体連絡会 消費者アンケート結果

経過措置料金については、「知らない(39.5%)」「聞いたことはあるが詳しい内容は知らない(43.9%)」が合わせて8割を超えており、ほとんど認知されていない。

大半の消費者は、経過措置料金が法律上2020年3月までに原則として撤廃されることを知らされておらず、ましてや経過措置が外れる理由やそのリスクを納得している消費者はほとんどいません。都市ガスの自由化では、都市ガス同士の競争が起きていることの確認なく、他燃料との競争があるという理由で経過措置を外しましたが、競争が起きている一部の都市以外では、いまだに消費者告知が不十分な状況にあります。電気と都市ガスでは、普及率や参入事業者数に差はありますが、電気の経過措置料金の解除にあたってはこの失敗を繰り返さないことをお願いしたいと思います。

- 市場の競争が十分機能していることが経過措置料金の解除においては必須条件となります。この審議会において検討されることは承知していますが、競争が十分に起きているという判断は、どの段階で、誰が行うのか、加えて、経過措置料金の撤廃は最終的にはどこで決定することになるのか、国民に説明が必要と考えます。

3. 解除後の事後監視体制について明確にしてください。

経過措置料金が廃止された後でも、再び独占・寡占状態になった場合には、標準的な家庭での電気料金で過重な値上げが起きていないか調査し、「不当な」「合理的でない」値上げに対する事後監視制度の整備が必要となります。解除前に、

誰がどのように、責任を持って監視・指導を行うのか、何をもって「不当な」「合理的でない」値上げと判断するのか、明確にしておくことを望みます。

なお、海外の状況を参考とするため、以下について教えていただけますようお願いします。

- フランスやスペインで家庭部門の料金規制が存続する理由とその背景について
- 規制料金撤廃をしたイギリスで、上限料金規制をかける動きとその理由
- アメリカの約40州で家庭用電力小売市場を自由化していない理由と自由化州と非自由化州での家庭電気料金の推移。

2. 電力料金の三段階制度について

三段階料金が設定された背景として、生活保護世帯などの相対的貧困にある世帯の保護、ならびに省エネも目的であったことは忘れてはならないと思います。

現状、電化生活が浸透する中で、「相対的貧困にある世帯」でも、第1段階の消費量には収まらない可能性もあることから、家計調査を行うことで、消費実態を把握したうえで三段階料金を残すか否か検討する必要があると考えます。

旧一電の自由料金メニューなど新電力にも三段階料金メニューが存在しますが、経過措置のなかでの三段階料金がなくなれば、三段階料金メニューをなくす方向に動くことは容易に予想されます。料金制度見直しで負担の増える社会的弱者には、公的な証明書提示を前提とした救済制度等を創設すべきだと思います。

また、自由料金メニューでは定額プランなど低炭素社会を目指す社会の流れに逆行するものも多くみられることから、少なくとも省エネに反しないプランであることを推奨することが重要と考えます。

3. 電力料金の燃料費調整制度について

自由化に伴い『従量料金だけ』など多様なメニュー、またはガスや電気通信などのセット販売やポイント提供など、電気料金がわかりにくい料金体系となっています。電力料金部分が不透明なセット価格は消費者を混乱させる要因となります。また、イギリスでは料金メニューが多くて苦情となり、数種類に統一したと聞いています。これまでの燃料費調整額を用いた各電力小売りの料金提示は、料金実績を比較しやすい情報提供でした。基準指標としてその燃料費調整額はこれまで通り情報公開をすべきと考えます。

また、消費者が電気に求める情報提供をさらに充実させ、今後、消費者がさらに安心して積極的に電気を選択できる環境を整える必要があると考えます。

以上